

令和7年度 県内温泉地と食の魅力発信・旅行商品造成支援業務 企画提案公募仕様書

1 業務名

令和7年度 県内温泉地と食の魅力発信・旅行商品造成支援業務

2 実施目的

福岡県内の温泉地および本県の食の魅力について国内外に広く発信し、本県の温泉地と食の知名度向上および誘客促進を図る。また、県内の温泉施設に宿泊する県外からのバスターミナルを対象に、旅行商品造成支援を行うことにより温泉地へのさらなる誘客を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）

4 委託内容

【県内温泉地と食の魅力発信】

（1） 県内温泉地と食の魅力を広く発信するため、取材内容をもとにしたパンフレットとウェブページを制作すること。

① 取材について

- ・ 福岡県内にある主要6温泉地（原鶴、船小屋、筑後川、二日市、脇田、博多）および、温泉施設51施設以上（主要6温泉地31施設以上を必ず含む）について現地取材・調査し掲載すること。
- ・ 取材候補の51施設以上に関しては、（公社）福岡県観光連盟（以下、「連盟」とする）と協議のうえ選定するものとする。
- ・ 取材先へのアポイント取得等、取材に係る一連の業務は受託事業者が行うこと。
- ・ 「温泉施設」および「食」のページで使用する写真は、原則、受託者が独自に取材・撮影した写真とする。ただし、施設側から指定の写真がある場合はこの限りではない。
- ・ 取材で撮影した写真について、連盟や本県の広報媒体（WEBやSNS・印刷物、イベント等）での使用や他の団体等に提供し、プロモーションに使用することができるよう、可能な限り二次使用も含めて許可を取ること。
- ・ 取材で収集した画像データのうち二次使用可能なデータについては適時県および連盟へ納品を行うこと。また、納品する画像データの名称、場所、収集元、著作権者、撮影許可者、トリミングおよび色加工の可否など、使用にあたって必要な情報をリスト化しておくこと。

② パンフレットについて

- ・ ①で取材を行った情報をもとに、以下ア～ウの要件を満たす、「県内温泉地」と「食」の魅力を紹介するパンフレットを制作すること。

ア 県内温泉地および温泉施設の紹介

県内主要6温泉地（原鶴、船小屋、筑後川、二日市、脇田、博多）について各温泉地の特徴、アクセス方法、周辺の食・観光スポット、モデルコースなどを盛り込み掲載すること。

イ 以下のテーマについて、県内の温泉施設20施設以上（※）を選定し、取材・調査の上掲載すること

○テーマ1：効能別温泉施設

○テーマ2：サウナがある温泉施設

○テーマ3：足湯がある温泉施設

○テーマ4：ペット同伴が可能な温泉施設

○テーマ5・6：受託事業者が提案すること

※1：テーマ1～6合計で20施設以上とする。

2：原則上記アで紹介していない施設とする。

ウ 県内の「食」の魅力の紹介

- 本県の食の魅力を発信する記事を、写真やイラストを用いて4ページ以上制作すること。
また、県内温泉地への来訪を喚起する「温泉」と「食」を紐づけるテーマの記事を4ページ以上制作すること。

例：薬王寺温泉×筑前玄海エリア「イカ」、船小屋温泉×柳川「うなぎ」

<パンフレット作成要件>

- カラー／32ページ以上とする。
- 言語：日本語、英語、簡体字・繁体字・韓国語・仏語の計6言語版を制作すること。
※英語、簡体字、繁体字、韓国語、仏語は日本語版の翻訳のみを想定。
- 以下③のウェブサイトへの情報掲載先へのリンクQRコードをパンフレットに記載し、県観光ウェブサイトへの流入を促進すること。
- 納品締切日：日本語・英語版は令和8年1月中旬までに、その他言語は2月下旬までに納品すること。
- 納品物：日本語版：25,000部以上
英語・繁体字・簡体字・韓国語：各5,000部以上
フランス語：3,000部以上
※上記、6言語分のパンフレットPDFデータも締切日までに納品すること。

提案内容

- 上記イのテーマについて2案以上提案すること
- パンフレットの仕様（サイズ・ページ数・紙の種類等）、各言語の印刷部数、納品スケジュールを提案すること
- 上記アイウの紙面イメージ及びパンフレット全体のページネーションについて提案すること
- 取材撮影も含めた実施体制および制作スケジュールを提案すること（事業開始は令和7年9月上旬を想定）

③ ウェブサイトへの情報掲載について

- ・ ①で取材を行った情報をもとに、以下ア～エの要件を満たす、連盟が運営する県観光サイト「クロスロードふくおか」および県観光多言語ウェブサイト「Visit Fukuoka」（以下、「サイト」とする。）にスポット情報・特集記事を掲載・公開すること。
- ・ 各施設の情報を確実にアップするため、サイトを管理している株式会社トラベルジップと連携すること。またその費用は本事業費に含むこととする。

ア 掲載言語：日本語、英語、簡体字・繁体字・韓国語・仏語

※英語、簡体字、繁体字、韓国語、仏語は日本語版を翻訳することを想定。

イ 掲載場所：

- ・ 県観光ウェブサイト「クロスロードふくおか」（日本語）

<https://www.crossroadfukuoka.jp/>

スポット情報ページ：<https://www.crossroadfukuoka.jp/spot>

特集記事ページ：<https://www.crossroadfukuoka.jp/feature>

- ・ 県観光多言語ウェブサイト「VISIT FUKUOKA」

英語 <https://www.crossroadfukuoka.jp/en>

スポット情報ページ：<https://www.crossroadfukuoka.jp/en/spot>

特集記事ページ：<https://www.crossroadfukuoka.jp/en/articles>

簡体字 <https://www.crossroadfukuoka.jp/cn>

スポット情報ページ：<https://www.crossroadfukuoka.jp/cn/spot>

特集記事ページ：<https://www.crossroadfukuoka.jp/cn/articles>

繁体字 <https://www.crossroadfukuoka.jp/tw>

スポット情報ページ：<https://www.crossroadfukuoka.jp/tw/spot>

特集記事ページ：<https://www.crossroadfukuoka.jp/tw/articles>

韓国語 <https://www.crossroadfukuoka.jp/kr>

スポット情報ページ：<https://www.crossroadfukuoka.jp/kr/spot>

特集記事ページ：<https://www.crossroadfukuoka.jp/kr/articles>

仏語 ※ウェブサイト制作中のため URL は 9 月上旬以降決定

ウ スポット情報への掲載

- ・ ①で取材を行った 51 施設以上に関して、サイト内のスポット情報として掲載すること。
- ・ 各施設のテキスト情報は、Excel (XLSX) および CSV 形式で整理すること。掲載に必要な項目は以下の通り。

<基本情報>

- ・ 施設の概要がわかる写真（最大 10 枚）

※取材時に撮影した写真または施設から提供された写真

・テキスト情報

- ①施設名、②所在地住所、③連絡先電話番号、④営業時間、⑤料金、⑥駐車場情報
- ⑦アクセス情報、⑧施設の公式ホームページ・SNS の URL、⑨客室数
- ⑩食事処等の基本情報、⑪施設の訴求ポイント（紹介文 300 字程度）

<その他必要な情報>

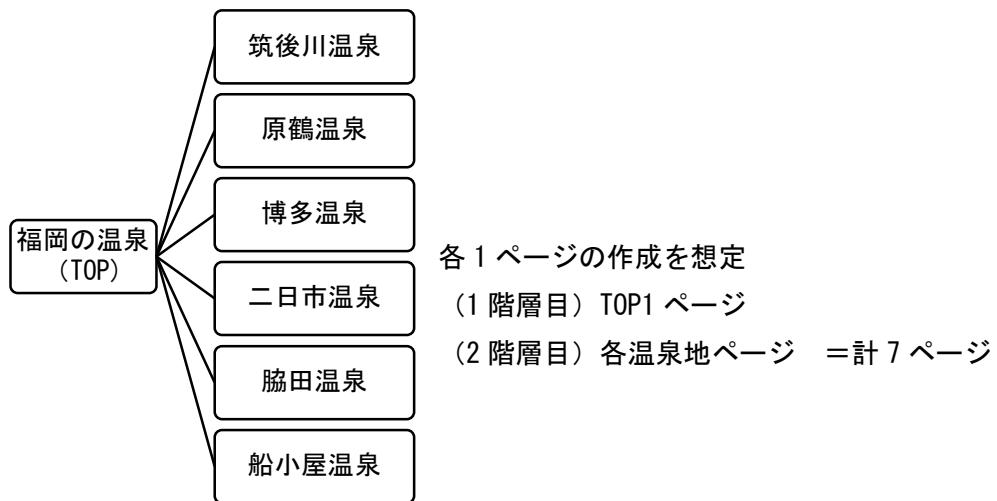
インバウンドが重視する施設情報（外国語対応の有無、タトゥーの受け入れ可否、貸切温泉風呂の有無、ハラール・ベジタリアン対応の可否、Wi-Fi 情報、キャッシュレス対応状況、多言語での予約申込可否等）

エ 特集記事の作成

- ・サイト内の特集記事コンテンツとして記事を作成し、掲載すること。
- ・作成記事本数：13 本以上
- ・記事の構成は以下を基本とし、より良い案があれば、提案すること。

(a) 福岡の温泉 (TOP) および主要 6 温泉地の紹介（合計 7 ページ以上）

県内 6 つの主要温泉地について、各温泉地の特徴、アクセス方法、周辺の食・観光スポットなどを紹介するページを作成すること。写真やイラスト等を効果的に用いて訪問意欲が沸く内容とすること。



(b) 各テーマ別記事の作成（合計 6 ページ以上）

- ①で取材した内容をもとに、記事を作成すること。
 - テーマ 1：温泉の効能別特集
 - テーマ 2：サウナがある温泉施設
 - テーマ 3：足湯がある温泉施設
 - テーマ 4：ペット同伴が可能な温泉施設
 - テーマ 5・6：受託事業者が提案すること

④ 翻訳

- ・ 英語、簡体字・繁体字・韓国語・仏語版への翻訳については、当該言語のネイティブもしくは同等の能力を有する者が行うこと。
- ・ 福岡県および連盟に提出する資料については日本語訳を必ず添付すること。

⑤ ウェブページの分析について

ページごとのアクセス解析等によるページ閲覧者数、新規閲覧者数、滞在時間、流入元及びそれらの推移等の分析結果と併せて、今後の記事制作およびプロモーションに関する展望及び改善策の提案を行うこと。

(2) 県内温泉地への宿泊を含む旅行商品造成支援事務局の設置

県内の温泉施設（政令市を除く）に宿泊する県外発バスツアーを造成・催行する旅行会社に対して旅行商品造成を支援すること。

① 支援金交付に係る事務局運営業務

契約締結後速やかに問合せ窓口を設置し、令和8年2月27日（金）まで対応すること。県外を発地として、県内の温泉施設に宿泊する受注型企画旅行商品（社員旅行等）及び募集型企画商品のバスツアーを造成・催行する旅行会社に対し、貸切バス代金の一部助成の事務手続きを行うこと（交付依頼先からの支援金交付申請書の受付・審査、福岡県観光連盟への支援金交付申請書の提出、支援金の清算手続き、支援金の申請を含む）。支援ツアーブックが当初予定を下回った場合は委託料を減額する。

また、事務局自ら企画・販売することも妨げない。

【支援金（委託金額に含む）】

総額：13,800,000円（ツアー支援当初予定：138本）

※最終的な助成額については、発注者と協議し決定するものとする。

【事務局設置期間（予定）】

令和7年9月中旬～令和8年2月末日（予定）

土日祝を除く110日程度を想定 ※設置期間は発注者と協議すること

【助成期間（予定）】

令和7年9月下旬～令和8年2月中旬出発（予定） ※実施期間は発注者と協議すること

【支援要件（予定）】 ※以下のア～オの要件を満たすこと

※支援要件は予定であるため、発注者と協議すること

ア 福岡県外を発地とすること

イ 福岡県内の温泉施設（政令市を除く）に宿泊する受注型企画旅行商品及び募集型企画旅行商品であること

ウ ツアーの行程に2日間以上、県内での貸切バス移動を含むこと

- 工 最少催行人数を20名以上とする
受注型企画旅行の際は参加人員が20名以上とする
才 県内の観光施設・食事施設等（宿泊する温泉施設は除く）を1か所以上訪問する行程であること

【支援額（予定）】

バス1台あたり最大100,000円（税込）

- ② 支援金交付要綱および事業者からの問い合わせQ&Aの作成
発注者が定める要項に基づき、必要に応じて交付要綱や事業者からの問い合わせマニュアルを作成すること。
- ③ 県外発バスツアーを造成する旅行会社を対象とした説明・商談会の実施
貸切バスツアーの圏内である関西・中国・九州等の旅行会社約20社以上を対象とした県内温泉地に係る説明・商談会を実施すること。
- ④ 各種の問い合わせ対応
支援金交付等に関し、旅行会社の問い合わせに対応し、積極的なアドバイス・ルート提案をすること
- ⑤ 県内温泉地への宿泊を含む旅行商品造成の促進
県内温泉地への誘客を図るため、県外発バスツアーを造成する旅行会社10社以上へ個別に温泉地を含む旅行商品造成の働きかけを行うこと。商談の内容および成果について連盟へ報告すること。

提案内容

- ・事務局の実施・運営体制について提案すること。
- ・開催する説明会について、集客社数、開催予定場所、集客方法、説明会の内容を提案すること。
- ・旅行会社への商品造成働きかけについて具体的な取組（内容、回数、人員、提案者の強み）およびスケジュールを提案すること。

(3) 自由提案

- ・本県の「温泉地および食」の知名度向上や県内温泉地の誘客促進に効果的と思われる取組について提案すること。（自由提案）

(4) その他

- ① 業務の詳細について、県と協議の上決定し、進捗状況を綿密に報告すること。
- ② 各業務にかかる調査、報告等一切の経費（交通費、車両費、各種データ費等）は全て事業費に含むこと。
- ③ 業務を円滑かつ継続的に実施するための実施体制を確立すること。

5 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、事前に文書により県連盟と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

6 制作物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 委託の履行に伴い発生する全著作物に関する一切の権利は、県連盟に帰属する。
- (3) 本件に使用するイラスト、写真、映像、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託事業者が負うこと。
- (4) 上記6 (1) ~ (3) の規定は、上記5により第三者に委託した場合においても適用する。受託事業者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

7 個人情報の保護

本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、「個人情報に関する特記事項」の規定に準じ、個人情報の漏洩・滅失・毀損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

8 業務実施報告書

成果品として、以下のとおり業務実施報告書を作成し、令和8年2月27日（金）までに提出すること（様式任意）。

(1) 事業報告書

紙媒体：A4判冊子 2部

電子媒体：Word、Excel、PowerPointにおいて編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式の両方 1部

(2) 制作物

本事業の遂行にあたり制作物があれば提出すること。

以上